



発行 東京都

目次

69

規則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（総務局人事部制度企画課）

規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十五号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「に受給資格証」を「に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証」に改め、同号ただし書中「を提出」を「を添えて提出」に改め、同項第二号中「に規定する申出」を「の規定による申出」に、「条例」を「当該申出に係る者が条例」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「場合において受給資格証の取扱いは、第二項第一号ただし書を」を「規定は、第六号の場合及び第二号ただし書の場合における第一

号の規定による申出に、第一号ただし書の規定は、第六号の場合について」に改め、同号を同項第八号とする。

第十一条第二項第五号中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同号イ中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同号ロ中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第一号の規定による申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同号に規定する書類を添えて任命権者に提出し、知事の認定を受けなければならない。

第十一条第二項第四号中「に規定する申出」を「の規定による申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「発行し」を「発行しなければならない。この場合（第一号ただし書の規定により受給資格証を添えないで同号の規定による申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、」に、「記載し返付」を「記載した上、返付」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号ただし書の場合における第一号の規定による申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十一条の二を第十一条の五とし、第十一条の次に次の三条を加える。
（条例第十三条第四項の東京都規則で定めるもの）

第十一条の二 条例第十三条第四項に規定する東京都規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十三条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和五

十年労働省令第三号) 第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第十三条第四項の東京都規則で定める職員)

第十一条の三 条例第十三条第四項に規定する東京都規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十三条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員
(支給の期間の特例の申出)

第十一条の四 条例第十三条第四項に規定する東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、次のとおり申出とする。

一 受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十三条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出し、知事の認定を受けることによつて行うものとする。

二 前号の規定による申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第十三条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内にならなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

三 知事は、特例申出をした者が条例第十三条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認定したときは、認定書を任命権者に交付し(知事が任命権者である場合は認定書を必要としない。)、任命権者は受給期間延長等通知書を発行しなければならない。この場合(第五号の規定により準用する第十一条第二項第一号ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給

資格証に必要な事項を記載した上、返付するとともに、失業者退職手当支給台帳に必要な事項を記載しなければならない。

四 前号の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、知事に変更届を提出して認定を受け、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

イ その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
交付を受けた受給期間延長等通知書

ロ 条例第十三条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

五 第十一条第二項第七号の規定は特例申出及び前号の場合並びに第二号ただし書の場合における特例申出について、第十一条第二項第一号ただし書の規定は第一号及び前号の場合について、第十一条第二項第三号及び第四号の規定は第二号ただし書の場合における特例申出について、それぞれ準用する。

付則第十三条中「(昭和五十年労働省令第三号)」を削る。
別記第二号様式(表)中

申 出 日 交 付
(所属の長の氏名)
を

申 出 日 交 付
(所属の長の氏名)
に

改める。
別記第二号の二様式中

年 月 日交付
(所属の長の氏名)

年 月 日交付 番 号
(所属の長の氏名)

「受給期間延長申請書」及び「受給期間延長等申請書」並びに

職業に就くことができない理由			
上記の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者	
	職業に就くことができない期間	年 月 日から	年 月 日まで

職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第2項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日
任命権者 殿 申請者 氏名

この申請書を提出する理由
イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため
ロ 事業を開始等したため
具体的理由

上記の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者	
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から	年 月 日まで	

職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第2項又は第11条の4の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日
任命権者 殿 申請者 氏名

「受給期間延長通知書」及び「受給期間延長等通知書」並びに

「受給期間延長申請書」並びに

受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日
職員の手当に関する条例施行規則第11条第2項の規定により上記のとおり受給期間を延長します。 年 月 日 任命権者	

や

受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日

り

職員の手当に関する条例施行規則第11条第2項又は第11条の4の規定により上記のとおり受給期間を延長します。 年 月 日 任命権者	
--	--

ぬる。

別記第十号様式

種	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号訓練	5 雇用保険法第4号に規定する訓練又は講習
類					

や

種	1 公共職 業訓練	2 雇用保 険法第63 条第1項 第3号の 講習及び 訓練	3 障害者 の雇用に 促進等に 関する法 律第13条 の適応訓 練	4 高年齢 雇用の安 定するに 関する法 律第25 条第1項 の計画に 準拠した 同項第3 号に掲げ る訓練	5 雇用保 険法施行 令第3条 第4号に 規定する 又は 令第4号に 規定する 規則講習 訓練	6 職業訓 練の実施 等による 特定求職 者の就職 の支援に 関する法 律第4項 に規定す る職業訓 練
---	--------------	--	---	--	--	--

に改め

る。

別記第十四号様式及び別記第十五号様式その一中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（別記第二号様式、別記第二号の二様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式の改正規定を除く。）による改正後の職員
の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、令和四年七月一日から適用する。

2 この規則の施行の際、現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第二号様式、別記第二号の二様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第十号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規則による別記第二号様式、別記第二号の二様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第十号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式とみなす。

3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

